

重度障害者医療助成制度のあり方に関する意見書

令和5年8月
重度障害者医療助成
制度あり方検討会議

1 重度障害者医療助成制度あり方検討会議

この検討会議は、重度障害者の医療助成制度のあり方について、医療・福祉・社会保障分野の有識者、精神障害者の家族、市町村担当者の意見を聴取することを目的に設置したものである。

今般、精神障害(児)者に対する医療助成のあり方を中心に検討を行った。

2 開催経過

第1回検討会議 令和5年5月26日

第2回 〃 令和5年6月2日

第3回 〃 令和5年8月30日

3 意見聴取の結果

制度のあり方について議論を重ねた結果、概ね次の案が適当との意見でまとまった。

(1) 障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の等級		説明
1級		・ 身体障害者及び知的障害者との均衡を図るため。
2級	更新で1級→2級となった方	・ 障害の症状が比較的短期間に変化する特有の性質を考慮する。(身体障害者手帳、療育手帳と異なり有効期限が2年間で、更新手続きが必要) ・ 更新後、2年間とする。(次の更新までの間)
	他にも障害がある方(重複障害)	・ 身体障害者及び知的障害者との均衡を図るため。 ・ 身体障害者手帳3級の方又はIQが概ね50以下と判定された方で、精神障害者保健福祉手帳が2級の方。

(2) 対象医療について

現行の身体障害者及び知的障害者に対する福祉医療制度と同様に、入院・通院に係る全医療費(歯科を含む。)を対象とする。

(3) 所得制限について

現行の身体障害者及び知的障害者に対する福祉医療制度と同様に、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に支給される特別障害者手当の受給要件(本人給与約570万円以下)を満たす方を対象とする。

(4) 自己負担について

現行の身体障害者及び知的障害者に対する福祉医療制度と同様に、医療保険各法に基づく医療費の一部負担金相当額の全額を助成する。

4 制度内容に係る主な意見

- ・ 手帳1級に加え、精神障害が症状固定するものではないという特有の性質を考慮し、また、重複障害のある方の生活の困難性に着目し、手帳2級の一部の方も対象としていることについて、妥当な案と考える。(多くの委員)
- ・ 制度導入している他県のうち、4分の3は1級のみだが、府の案は2級の一部まで踏み込んでおり、関係者として賛成する。(福祉関係者)
- ・ 最低でも2級までと切望していたが、この間、少しでも拡大する方向で検討していただき、その熱い思いは十分に受け取ることができた。当事者として苦渋の決断であるが、制度(案)に賛成する。(家族会)

5 今後の制度拡充等に向けた意見

- ・ 今回の制度(案)については、あくまで第一歩として賛成。ただし、今後も、制度拡充にむけ努力すべき。(家族会)
- ・ 障害者全般の実態調査を行い、エビデンスに基づいた障害者施策を実施すべき。(学識者)
- ・ 精神障害者の医療費助成は、本来、国全体の制度として確立すべきものである。どこの地域でも基本的に同じ条件で助成が受けられるよう、府が中心となって国への働きかけを行うべき。(家族会)

※本検討会議の構成者(50音順 計14名)

伊藤 秀壽	精華町住民部国保医療課 課長
稲森 公嘉	京都大学大学院 教授
静 津由子	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 専務理事
柴田 みどり	福知山市福祉保健部 部長
鈴木 良	同志社大学社会学部 教授
徳永 博己	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 室長
中井 敏宏	社会福祉法人京都府社会福祉協議会 常務理事
夏目 君幸	一般社団法人京都府薬剤師会 常務理事
畑 典男	一般社団法人京都私立病院協会 理事
波床 将材	京都市こころの健康増進センター所長
星 川 修	宇治市健康長寿部 部長
三木 秀樹	一般社団法人京都府医師会 理事
矢野 彰男	与謝野町保健課 課長
米 沢 篤	一般社団法人京都府歯科医師会 理事